

成績評価に係る客観的指標(G P A等)

単位認定は、講義は教育課程の規定時間数の3分の2以上、臨地実習では教育課程の規定時間数の4分の3以上の出席と諸記録等を提出した者を対象とし、60点以上を合格とする(学則第27条)。

また、再・追試験、再・追実習の機会を設けている。その他、グループワーク等を取り入れ、個々の理解度を把握している。

学科試験及び実習成績は、絶対評価とし、次の4段階で評価する。

《合格》

A : 80～100点 B : 70～79点 C : 60～69点

《不合格》

D : 59点以下

履修科目の成績評価に関しては点数化し、学生ごとに全科目の合計点と平均点、A、B、C、Dの評定を算出し、学年、順位付けをしている(相対評価)。

【学則】

(成績の評価)

第27条 各授業科目の成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 前項による授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって評定し、A、B及びCを合格とする。但し、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。
- 3 成績評価の基準については、学校長が別に定める。
- 4 学生がやむを得ない事由により学科試験又は実習等を受けることができなかった時、学校長が必要と認めた者は、追試験又は追実習を受けることができる。
- 5 学科試験又は実習の成績に、不合格の科目がある者は、再試験又は再実習を受けることができる。
- 6 追試験・追実習、再試験・再実習については別に定める。

卒業の認定に関する方針

成績評価の基準を満たした者で102単位（3015時間）を履修し、その科目の評価に合格した者に対して年度末に教育会議及び運営会議を経て学校長が卒業認定を行う(学則第29条)。

【学則】

(卒業の認定)

第29条 卒業の認定は別表1に定める科目の単位修得の認定を受けた者について学校長が運営会議を経て行う。